北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道デイサービスセンター協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

# (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事

鈴木 直



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道デイサービスセンター協議会 会長 岸田 喜者記し語話

北海道(以下「甲」という。)及び北海道ホームヘルプサービス協議会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

### (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

# 令和3年3月30日

甲 北海道 北海道知事

鈴木 直道加州

乙北海道ホームヘルプサー会長佐々木



様式第2号(福祉関係職能団体用)

# 北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)及び<u>一般性限人 北海道介護支援専門員協会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム 員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

## (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 こに対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

### (費用負担等)

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

## (情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。

2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から��4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

今和3年3月30日



乙 (団体名) 一般 職人 北海道介護支援専門 最初 (代表者職氏名) 会長村 山 文 日本

北海道(以下「甲」という。)及び一般社団法人北海道介護福祉士会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

#### (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員 の派遣を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム 員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

# (費用負担等)

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

#### (情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。

2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

# 令和3年3月30日

北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道救護施設協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

# (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を 報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道救護施設協議会

北海道(以下「甲」という。)及び公益社団法人北海道作業療法士会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム 員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

#### (費用負担等)

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

### (情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

#### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

# 令和 3 年 3月30日

甲 北海道北海道知事

乙 公益社団法人北海道作業療法士 会 長 清水 兼悦

鈴木



北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道児童施設協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

# (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

# (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木 ī



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道児童施設協議会

北海道(以下「甲」という。)及び公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム 員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

#### (費用負担等)

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

### (情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。



2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

#### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

置置

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年3月30日

甲 北海道

北海道知事

鈴木 直道

乙 公益社団法人北海道社会福祉 会 長 神内 秀之介

北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道身体障害者福祉施設協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

## (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年/2月8日

甲 北海道 北海道知事

鈴木 直



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道身体障害者福祉施設協議会

会長 櫻田



北海道(以下「甲」という。)及び一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部 (以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」 という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」と いう。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

 $(\dot{\phantom{a}})$ 

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

今和3年3月30日

甲 北海道北海道知事

鈴木 直道

事業者連盟北海道支部

乙 一般社団法人全国介護事業者連盟北海道支部 支 部 長 水戸 康智三龍三二二

北海道(以下「甲」という。)及び一般社団法人北海道知的障がい福祉協会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

# (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

#### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

## 令和 3 年 3 月 30 日

甲 北海道 北海道知事

鈴木「直泊



乙 一般社団法人北海道知的障がい福祉会 長 遠藤 光博



北海道(以下「甲」という。)及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会 (以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」 という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」と いう。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

### (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を 報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

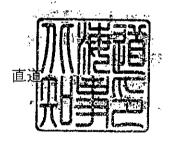
# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

# 令和3年3月30日

甲 北海道 北海道知事 鈴木



乙 一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会 会 長 宮崎 直人

北海道(以下「甲」という。)及び公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

# (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

#### (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

#### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年3月30日

甲 北海道 北海道知事

鈴木 直流



乙 公益社団法人日本認知症グルー支 部 長 村

】 北海道支部

北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道保育協議会</u>(以下「乙」という。)は、 北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に 派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり 協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

#### (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木 直



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道保育協議会

会長 東峰 雅



北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道母子生活支援施設協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

# (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものについて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を 報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

# (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年12月8日

甲 北海道 北海道知事 鈴木 直



乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道母子生活支援施設協議会 会長 猪狩 ふみ (英間) (早記首)

北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道精神障害者社会福祉事業協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

# (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

# (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木



乙 北海道苫小牧市日吉町4丁目1番8号 北海道精神障害者社会福祉事業協議会 会長 佐々木 第四個原理

北海道(以下「甲」という。)及び公益社団法人北海道理学療法士会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避 難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うこ とにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する会員のうちチームへの協力が可能な者について、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者をチーム員として登録する。

# (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員 の派遣を依頼する。
- 2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙及びチーム 員に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

#### (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙に対し、待機の解除を通知する。

#### (費用負担等)

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

### (情報の交換、研修及び訓練)

第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

#### (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

# (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和3年3月30日

甲 北海道 北海道知事 鈴木 直道**从**上第四

乙 公益社団法人北海道理学会 長 太田 記

北海道(以下「甲」という。)及び一般社団法人北海道老人保健施設協議会(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

#### (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものに ついて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、 チーム員として登録する。

### (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を 報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

## (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象と なる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

# (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

## 令和 3 年 3 月 3o 日

甲 北海道 北海道知事

鈴木 直



乙 一般社団法人北海道老人会 長 星野

北海道(以下「甲」という。)及び<u>北海道老人福祉施設協議会</u>(以下「乙」という。)は、北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「要綱」という。)に基づき被災地に派遣する北海道災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲及び乙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

## (チーム員の登録)

- 第2条 乙は、自らの団体に加入する法人等のうちチームへの協力が可能なものについて、甲に届け出る。
- 2 甲は、前項の届出のあった法人等(以下「協力法人等」という。)と北海道災害 派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結する。
- 3 協力法人等は、乙に対して、チーム員候補者の届出を行う。
- 4 乙は、前項の届出があった者のうち、チーム員登録の研修を修了した者等を、チーム員として登録する。

## (チームの編成、派遣)

- 第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、協力法人等に対し チーム員の派遣を依頼するとともに、乙にその旨を通知する。
- 2 協力法人等は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対して速やかに派遣の可否を報告する。
- 3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、乙、チーム員 及び協力法人等に通知するとともに、チームを避難所等に派遣する。

## (待機依頼)

- 第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、 乙を通じて協力法人等に対しチーム員の派遣待機を依頼する。
- 2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した協力法人等に対し、待機の解除を通知する。

- 第5条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
- 3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害 保険に加入し、その保険料を負担する。

- 第6条 甲及び乙は、災害時等においてチームが円滑に活動できるよう、平時から 情報の交換を行うとともに、チーム員の養成研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議 の上、決定する。

## (秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施に当たり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が 協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定の内容を周知するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木 直道 上

乙 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道老人福祉施設協議会 会長 瀬戸 雅樹元而富以上

#### 北海道災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」をいう。)とは、災害等の発生における北海道災害派遣精神医療チーム(以下「北海道 DPAT」という。)の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した際に北海道DPATを被災地域等へ派遣し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことを目的とする。

#### (派遣要請等)

- 第2条 甲は、北海道DPAT設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)第6の規定により、北海道DPATの派遣が必要と認めるときには、乙に対し、その派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定より要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否および派遣可能な人員数 等について、甲に報告するとともに、甲の指定する被災地域等へ派遣するものとする。

#### (活動内容)

- 第3条 乙が派遣する北海道DPATは、被災地域等の現場において、現地のDPAT活動拠点本部の下、北海道災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領(平成30年3月30日障精発0330第1号)に基づき、次に揚げる活動を行うものとする。
  - (1)情報収集とニーズアセスメント
  - (2)情報発信
  - (3) 被災地での精神科医療の提供
  - (4) 被災地での精神保健活動への専門的支援
- (5)被災した医療機関への専門的支援(患者避難への支援含む)
- (6) 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援
- (7) 精神保健医療に関する普及啓発
- (8)活動記録
- (9)活動情報の引継
- (10) 活動の終結
- 2 北海道DPATの構成員は、前項に掲げる活動を行う場合、自らの安全の確認等を行いな がら、事故及び二次災害の防止に努めなければならない。

#### (指揮命令等)

- 第4条 乙が派遣する北海道DPATの被災地域等における活動は、現地のDPAT調整本部等の指揮下において行われるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が派遣する北海道DPATの隊員の身分については、派遣元 である乙の管理下にあるものとする。

#### (費用弁償等)

- 第5条 第2条の規定により、甲の要請に基づき乙が派遣した北海道DPATが第3条に規定 する活動を実施するために要した次の経費は、災害救助法に基づき、甲が負担するものとす る。
  - (1) 北海道DPATの派遣に要する経費
  - (2) 北海道DPATが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3)派遣によって隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めたもの

(定めのない事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らか意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 北海道 北海道知事 鈴木直道

 $\angle$ 

# ※協定締結医療機関は次のとおり

- 北海道大学病院
- 札幌医科大学附属病院
- 北海道立子ども総合医療・療育センター
- 札幌市子ども発達支援総合センター
- 市立釧路総合病院
- JA北海道厚生連 倶知安厚生病院
- 医療法人社団 正心会 岡本病院
- 医療法人社団 五稜会病院
- 医療法人社団 慈藻会 平松記念病院
- 医療法人社団 五風会 さっぽろ香雪病院